

規則・審判委員会規程

第1章 総 則

- 第 1 条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟定款（以下「定款」という。）第 47 条規定に基づいて設置された、規則・審判委員会（以下「委員会」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 審議事項

- 第 2 条 委員会は、定款第 4 条各号に定める事業のうち、次の事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。
- (1) 第 1 号の規定に基づく野球競技の普及及び振興に関する基本方針のうち、規則、審判及び公式記録に関する基本方針を確立すること。
 - (2) 第 3 号の規定に基づく全国規模の各種国内大会及びその他の競技大会並びに講習会の開催等のうち、審判員及び公式記録員の編成並びに規則、審判及び公式記録員講習会の開催に関すること。
 - (3) 第 4 号並びに第 5 号の規定に基づく野球競技に関する各種国際大会、国際親善試合及び国際会議の開催並びにこれに対する代表参加者の選定及び派遣のうち、各種国際大会等の審判員及び公式記録員の編成並びに国際会議への規則及び審判関係代表参加者の選考に関すること。
 - (4) 第 6 号の規定に基づく野球競技に関する指導者、審判員及び記録員等を養成すること。
 - (5) 第 7 号の規定に基づく野球競技に関する競技規則の制定に関すること。
 - (6) 第 8 号の規定に基づく野球競技の競技施設、用器具等の指導及び公認のうち、規則面からの指導に関すること。
 - (7) 第 8 号の規定に基づく財団法人日本体育協会及び全日本野球協会への加盟並びにそれらの事業への協力のうち、規則及び審判、公式記録関係の協力に関すること。
 - (8) 第 10 号の規定に基づく全日本野球協会を通じた国際野球連盟、アジア野球連盟及び財団法人オリンピック委員会の事業への協力のうち、規則及び審判、公式記録関係の協力に関すること。
 - (9) 第 10 号の規定に基づく野球競技に関する刊行物の発行のうち、規則及び審判、公式記録関係の編集に関すること。
 - (10) 第 11 号の規定に基づく諸外国における野球競技の普及振興に関する協力援助のうち、規則及び審判、公式記録関係の協力に関すること。
 - (11) その他委員会に関する事項で理事会において必要と認めるもの。

第3章 委 員 会

- 第 3 条 委員会には、委員長及び副委員長（2 名以内。）のほか委員（20 名以内。うち 9 名は各地区連盟より 1 名。）を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 4 委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。ただし、委員のうち9名は、各地区連盟1名とし、地区連盟会長の推薦により、会長が委嘱する。

第4章 任期等

- 第4条 委員の任期及び解任は、定款第33条及び第34条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「役員」とあるは、「委員」と読み替えるものとする。

第5章 会議

- 第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
第6条 委員会の定足数及び議事の議決は、定款第41条及び第42条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「理事会」又は「理事」とあるは、「委員会」又は「委員」と読み替えるものとする。
第7条 会長、副会長、各専門委員会委員長は、会議に出席して意見を述べることができる。
2 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6章 部会

- 第8条 委員会が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、各種部会を置くことができる。
2 各種部会についての必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 規程の変更

- 第9条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月3日から施行する。